



平成 25 年 10 月 15 日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務 実施計画の変更等（派遣期間の延長等）について

標記については、10月15日の閣議において決定されたところ、概要は下記のとおり。

記

1. 趣旨

我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に、平成 24 年 1 月から道路等のインフラ整備等を行う陸上自衛隊の施設部隊及び同部隊が活動を実施するための調整を行う陸上自衛隊の部隊を、平成 23 年 11 月から司令部要員を派遣している。

従前の国連安保理決議では、UNMISS の活動期間が本年 7 月 15 日までとされていたところ、去る 7 月 11 日、安保理において、UNMISS の活動期間を 2014 年 7 月 15 日まで 1 年間延長する安保理決議第 2109 号が採択された。

これに伴い、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画について、2. ①のとおり変更する。

併せて、ゴラン高原国際平和協力業務の終了に伴い、同実施計画について、2. ②のとおり変更するとともに、陸上自衛隊施設部隊の活動地域拡大（本年 5 月末発表）の本格化に伴い編成及び装備を変更するため、同実施計画について、2. ③のとおり変更する。

なお、国際平和協力法第 7 条第 1 号及び同条第 3 号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、国会に報告することとなっている。

2. 変更内容

①派遣期間の延長

- ・ 現行の派遣期間:平成 25 年 10 月 31 日まで
- ・ 延長後の派遣期間:平成 26 年 10 月 31 日まで(1 年間の延長)

②経由地の変更

- ・ イスラエルとエジプトを削除

③部隊等の規模及び構成並びに装備の変更

- ・ 派遣施設隊の人員を 330 名から 410 名に変更（交代を行う場合は 820 名）
- ・ 現地支援調整所に係る規定を削除し、平成 25 年 12 月 31 日まで引き続き業務を行い得るよう経過措置を設ける。
- ・ 武器及び車両の数量変更